

# 中国知的財産権の構造的大転換と実務的権利行使の深化:模倣から戦略的資産への進化と国家主導型エコシステムの全貌

**Gemini 3 pro**

## 1. イントロダクション: 変容する中国知財の地政学

21世紀初頭、中国は「世界の工場」としての地位を確立する過程で、安価な労働力と模倣によるキャッチアップ戦略を経済成長のエンジンとしていた。しかし、過去20年間の軌跡を俯瞰すると、中国の知的財産権(IP)ランドスケープは、単なる法制度の整備という次元を超えた、国家存立に関わる構造的なパラダイムシフトを遂げていることが明らかになる。提供された2つの資料『模倣大国から知財強国へ』<sup>1</sup>および『中国での権利行使及び最近の動向』<sup>1</sup>は、この変遷を「戦略」と「実務」の両面から捉えた貴重な証言であるが、これらをさらに深堀りし、最新の司法統計や判例、政策文書と照合することで、中国が目指す「知財強国」の真の姿が浮き彫りとなる。

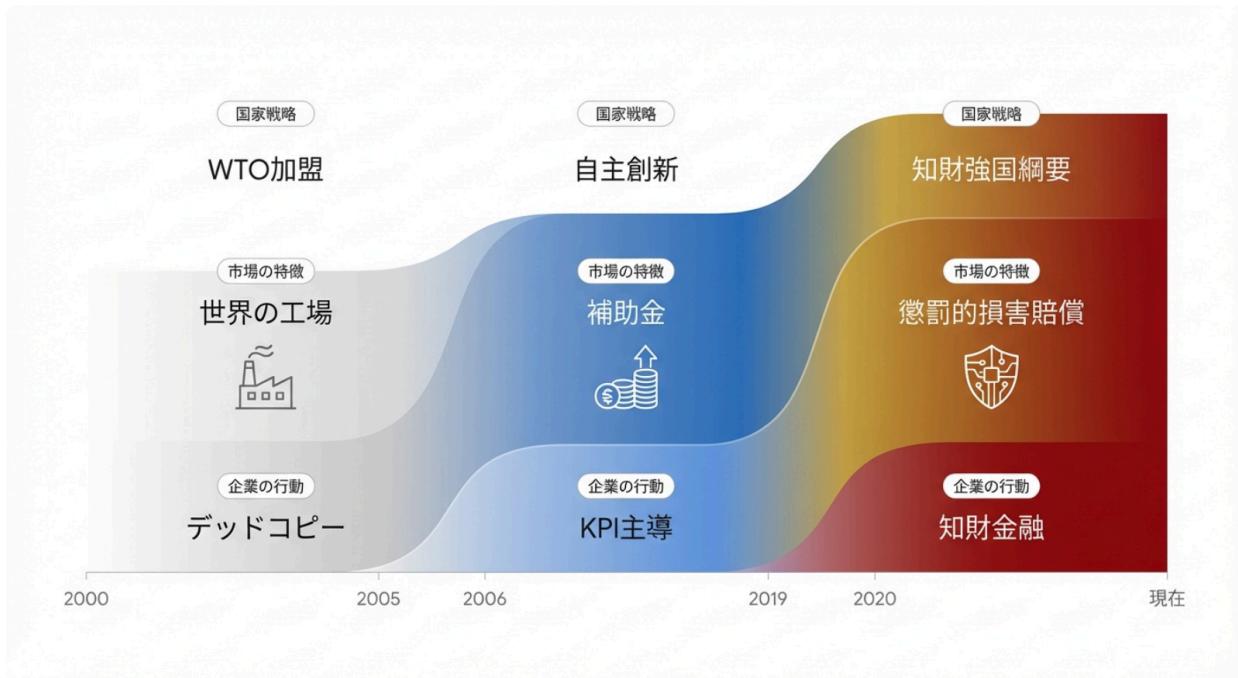
現在、中国政府は知財を「防御の盾」としてではなく、国家競争力の源泉であり、かつ金融システムに組み込まれるべき「資産」として再定義している。2021年に発表された「知財強国建設綱要(2021-2035)」は、2035年までに中国を世界トップレベルの知財強国へと押し上げるためのグランドデザインであり、これに基づく法執行の厳格化、懲罰的賠償の適用、そして「専利導航(Patent Navigation)」や「知財金融(IP Finance)」といった独自の国家主導型エコシステムの構築が急速に進展している<sup>2</sup>。

本レポートは、これらの構造変化を、歴史的経緯、政策的意図、侵害実態の高度化、司法判断の進化、そして実務的対応策という多角的な視点から包括的に分析するものである。特に、史上最高額の賠償判決が出された「吉利汽車(Geely)対 威馬汽車(WM Motor)」事件や、国家標準として体系化された特許分析手法「専利導航」のメカニズム、そしてリスク補償基金をテコにした知財金融の実態について、詳細なファクトとインサイトを提供する。

## 2. 国家戦略としてのパラダイムシフト: 量から質、そして金融化への道程

中国の知財環境の変遷は、単線的な進化ではなく、明確な政策的意図に基づいた段階的なフェーズの移行として理解する必要がある。

# 中国知財戦略の構造的進化：模倣から強国へ



2000年代初頭の「世界の工場」時代から、2010年代の補助金主導による「量」の拡大期を経て、2021年以降の「質」と「金融化」を重視する現在に至るまでの変遷。各フェーズにおける政府の主要政策と市場の反応を示している。

## 2.1 「世界の工場」とコンプライアンスとしての知財(2000年代初頭～中期)

2001年のWTO加盟は、中国経済をグローバル市場に接続させたが、同時に知財保護の欠如を露呈させた。この時期、中国は「世界の工場」としての役割を果たす一方で、国内市場には「デッドコピー(完全模倣品)」が氾濫していた<sup>1</sup>。当時の中国企業や地方政府にとって、知的財産権は「外国企業からの圧力によって仕方なく守るべきルール」であり、経済成長を阻害するコストとして認識される傾向が強かった。

実務の現場では、工場を摘発してもすぐに別の場所で生産が再開される「イタチごっこ(モグラ叩き)」が常態化しており、権利者は物理的な取締りに忙殺されていた。日本政府も2002年の「知財立国宣言」や2004年の「模倣品対策・通商室」設置を通じて対抗措置を講じたが、中国側の内発的な動機付けが欠如していたため、その効果は限定的であった<sup>1</sup>。当時の中国政府高官が「日本企業はうるさい」「帰れ」といった排他的な態度を取っていたことは、知財が「外圧」として捉えられていたことの証左である。

## 2.2 「自主創新」と「量」への執着(2006年～2010年代)

転機となったのは、2006年の第11次5カ年計画において提唱された「自主創新(Indigenous Innovation)」政策である<sup>1</sup>。これは、「他国の技術導入」に依存した成長モデルから、「自国の技術革

新」による内生的な成長モデルへの転換を意味した。この政策の下、中国政府は知財を「国家発展のツール」として再定義し、外国の法制度を積極的に学ぶ姿勢へと転じた。

しかし、この時期の政策実行は「量」の拡大に過度に偏重していた。

- **KPIと補助金:** 地方政府は特許出願件数をKPI(重要業績評価指標)に設定し、出願一件ごとに多額の補助金や報奨金を支給した<sup>1</sup>。
- **税制優遇:** 「ハイテク企業認定」の要件として特許の保有件数が設定され、認定企業には法人税の大幅な減税措置(25%から15%へ)が適用された<sup>5</sup>。

この強力なインセンティブは、特許出願の爆発的な増加をもたらし、中国は世界一の特許出願大国となった。しかし、その副作用として、技術的な価値がほとんどない「ゴミ特許(Junk Patents)」や、補助金受給のみを目的とした異常な出願が横行した<sup>1</sup>。2010年代の中国知財は、統計上の数値は巨大であっても、実質的なイノベーション能力や権利の質という点では依然として課題を抱えていた。

### 2.3 「知財強国」への質的転換と金融化(2020年代以降)

2020年代に入り、中国は「量から質へ」の転換を明確に打ち出した。2021年に国務院が発表した「知財強国建設綱要(2021-2035)」は、2035年までに中国を世界トップレベルの知財強国にするという野心的な国家目標を掲げている<sup>2</sup>。

このフェーズにおける最大の特徴は、以下の3点に集約される:

1. **質の重視と補助金の廃止:** 単純な出願補助金は段階的に廃止され、審査基準が厳格化された。「高価値特許」の創出が新たなKPIとなり、特許の維持年数や海外同族特許の有無などが評価指標とされている<sup>7</sup>。
2. **保護の厳格化と懲罰的賠償:** 2020年の特許法改正により、故意による侵害に対しては損害額の最大5倍という懲罰的賠償が導入された。これは、知財侵害に対する抑止力を飛躍的に高めるものである<sup>8</sup>。
3. **知財の金融資産化:** 知財を単なる排他権としてではなく、担保融資や証券化の裏付け資産として活用する「知財金融」が国家戦略として推進されている<sup>1</sup>。

Huawei、Tencent、DJIといった企業の台頭は、中国企業がもはや模倣者ではなく、世界標準を形成するイノベーターへと変貌したことを示している。彼らは膨大な特許ポートフォリオを背景に、クロスライセンス交渉や国際標準化活動において主導権を握りつつある。

## 3. 侵害形態の進化と深層構造: デッドコピーからイノベーション窃盗へ

中国市場における侵害形態は、経済のバリューチェーン上昇に伴い、単純な「コピー」から高度な「窃盗」へとその性質を変容させている。これは権利者にとって、目に見える偽物を叩くだけでは不十分な、より複雑な対応を迫られることを意味する。

### 3.1 Level 1: デッドコピー(Dead Copy)の地下化とデジタルシフト

かつて路上や市場で公然と売られていた「デッドコピー(完全模倣品)」は、沿岸部の主要都市では法執行の強化により激減した<sup>1</sup>。しかし、これは問題の解決ではなく、侵害の「潜伏化」と「移動」を意味する。

- 地理的移動: 模倣品の製造拠点は、監視の厳しい沿岸部から、地方・内陸部(3級・4級都市以下)へと移動している<sup>1</sup>。
- デジタルシフト: 販売チャネルは物理店舗からECプラットフォーム(タオバオ、拼多多など)や、よりクローズドなSNS(WeChatのモーメンツ機能など)へと移行した<sup>1</sup>。EC上の侵害は、小口配送を利用することで税関の水際対策をすり抜けやすく、また販売業者が無数に分散しているため、権利者にとっては「モグラ叩き」のコストが増大している。

### 3.2 Level 2: フリーライド(Look-alike)とブランド希釈化

「Level 2」の侵害は、商標やデザインを微妙に変形させることで、法的責任を回避しつつブランドの信用にただ乗りする「フリーライド」である。「SQNY」のような類似商標や、有名ブランドのパッケージデザインを模倣した商品がこれに該当する<sup>1</sup>。この種の侵害に対する法執行は、デッドコピーに比べて難易度が高い。行政機関の現場レベルでは、商標が完全に同一でない場合、侵害認定を躊躇するケースが多く、摘発が受理されないリスクがあるためである<sup>1</sup>。近年では、不正競争防止法上の「混同行為」規定(第6条)を用いて、登録商標以外の商品装飾やパッケージ全体の類似性を問うアプローチが重要視されている。

### 3.3 Level 3: イノベーション窃盗(Inovation Theft)と技術ロンダリング

現在、最も深刻かつ戦略的な脅威となっているのが「Level 3」の侵害、すなわち技術そのものやビジネスモデルの窃盗である<sup>1</sup>。中国企業が自社開発能力を高めるにつれ、外形的なデザインよりも、製品のコアとなる技術(製造プロセス、素材配合、アルゴリズム、設計図面)を狙う傾向が強まっている。

特に警戒すべきは、\*\*「技術ロンダリング」\*\*とも呼ぶべき手法である。これは、競合他社から盗み出した営業秘密や技術情報を、そのまま使用するだけでなく、自社の名義で特許出願し、正当な権利として「洗浄」してしまう行為である。後述する吉利対威馬の事件でも、盗用した図面を基に12件もの実用新案が出願されていたことが判明している<sup>10</sup>。これにより、被害企業は自社の技術を使っているにもかかわらず、逆に侵害訴訟を提起されるリスクすら生じこととなる。

---

## 4. 徹底解剖: 吉利(Geely)対 威馬(WM Motor) 営業秘密侵害事件

中国の司法における「技術侵害」への対決姿勢を象徴するのが、2024年に最高人民法院で判決が確定した吉利汽車(Geely)対 威馬汽車(WM Motor)の営業秘密侵害事件である。この判決は、賠償額約6.4億人民元(約130億円)という中国知財訴訟史上最高額を記録し、今後の中国における技

術保護のベンチマークとなる歴史的な意義を持っている<sup>11</sup>。

#### 4.1 事件の構造的背景：組織的な人材引き抜きと技術流出

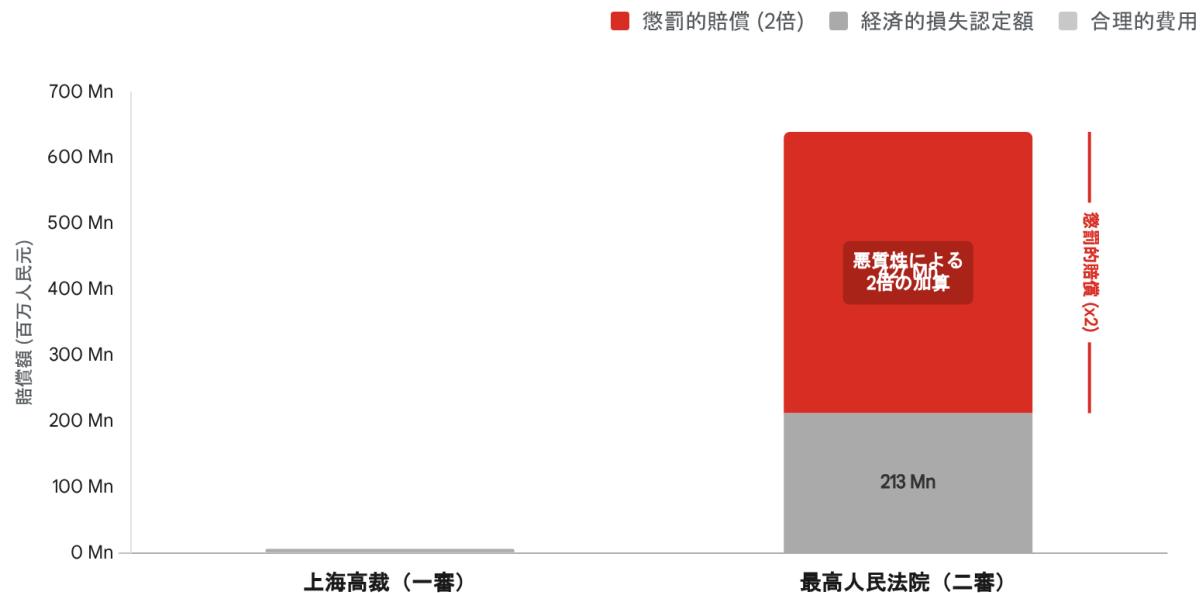
本件の発端は2016年に遡る。吉利汽車の成都子会社から、経営幹部や核心的な技術者を含む約40名の従業員が相次いで退職し、その直後に新興EVメーカーである威馬汽車およびその関連会社に入社した<sup>13</sup>。この集団移籍は、単なるキャリアアップではなく、吉利汽車の「EXシリーズ」に関する自動車シャーシ（車台）技術を組織的に持ち出すための計画的な行動であった。

威馬汽車は、これらの元従業員が持ち出した吉利の設計図面、デジタルモデル、技術パラメータを不正に使用し、短期間で自社のEVモデル（EX5など）を開発・発売した。さらに悪質なことに、威馬側はこれらの盗用技術を基に、自社名義で12件の実用新案特許を出願し、一部は登録されていた<sup>10</sup>。これは典型的な「Level 3」の侵害であり、技術の窃盗と洗浄がセットで行われた事案である。

#### 4.2 司法判断の進化とロジック

一審の上海高等人民法院は、威馬汽車による一部の図面の侵害を認めたものの、賠償額は法定賠償などを考慮して約700万元（約1.4億円）にとどまった<sup>10</sup>。しかし、最高人民法院（二審）はこの判断を覆し、賠償額を約90倍に引き上げた。この劇的な変更には、中国司法の明確な意思が反映されている。

# 吉利対威馬事件：史上最高額6.4億元の賠償構造



上海高裁（一审）の700万元から最高人民法院（二審）の6.4億元への増額構造。経済的損失の認定額が大幅に引き上げられた上に、悪質性を理由とした2倍の懲罰的賠償が加算されている。

Data sources: DCC, Lusheng Law Firm, National Law Review

## 4.2.1 「技術の秘密性」の包括的認定

最高裁は、個別の図面単位ではなく、それらが構成する「技術体系全体」を営業秘密として保護対象とした<sup>16</sup>。これにより、一部の設計を変更しても、全体の技術的思想やノウハウが利用されていれば侵害を免れないという強力な判例が確立された。

## 4.2.2 損害額算定の精緻化と「機会費用」の考慮

賠償額の算定において、最高裁は威馬汽車の新車販売利益だけでなく、吉利が当該技術の開発に要した研究開発費や、侵害によって失われた市場シェア(逸失利益)を詳細に分析した。特に、通常数年かかる自動車開発期間が不自然に短縮された事実を重視し、技術窃盗によって威馬が得た「時間の利益(Time-to-Marketの短縮)」も不当利得として考慮された可能性が高い<sup>10</sup>。

## 4.2.3 懲罰的賠償の適用: 悪意の立証

最も注目すべきは、実際の損害額(約2.1億元)に対して「2倍」の係数を乗じた懲罰的賠償の適用である<sup>10</sup>。裁判所は、以下の点から侵害の「悪意(Wilfulness)」と「重大な情状」を認定した:

- 組織的かつ計画的な引き抜き行為。
- 盗用技術の特許出願による権利化の試み(技術ローダリング)。

- 侵害の規模が大きく、吉利の競争力に深刻な打撃を与えたこと。

#### 4.3 判決の執行と事後措置

最高裁は金銭賠償に加え、威馬汽車に対して侵害技術の使用差止めと、関連する図面・データの廃棄または吉利への引き渡しを命じた<sup>18</sup>。さらに、威馬が出願した12件の実用新案特許についても、その権利を吉利に移転するか、あるいは無効化するよう命じている<sup>15</sup>。これは、盗まれた技術が競合他社に残存することを許さない、完全な「原状回復」を志向するものである。

---

### 5. 中国独自の国家主導型知財エコシステム：専利導航と知財金融

中国の知財戦略が他国と一線を画すのは、市場原理に任せることではなく、国家が強力なリーダーシップで産業育成のためのエコシステムを設計・運用している点にある。「専利導航」と「知財金融」はその中核をなすメカニズムである。

#### 5.1 専利導航 (Patent Navigation)：国家標準による産業誘導

「専利導航」とは、特許情報を分析し、産業や企業が進むべき方向(ナビゲーション)を決定するための国家プロジェクトであり、標準化された分析手法である<sup>1</sup>。

##### 5.1.1 仕組みと国家標準 (GB/T 39551)

中国国家知識産権局(CNIPA)は、2020年に「特許ナビゲーションガイド(GB/T 39551)」シリーズを国家標準として公布した<sup>19</sup>。この規格は、地域計画、産業計画、企業経営、R&D立案といった各レイヤーにおける特許分析のプロセス、データ収集、評価指標を詳細に規定している。

- マクロレベル(地域・産業)：地方政府は、この標準に基づき、管轄地域の産業構造と特許ポートフォリオの整合性を分析する。「どの技術分野が空白か」「サプライチェーンの弱点はどこか」を特定し、補助金や誘致政策のターゲットを決定する<sup>1</sup>。
- ミクロレベル(企業)：企業は、競合の特許網(パテント・フェンス)を回避しつつ、自社の技術開発ルートを策定するために利用する。

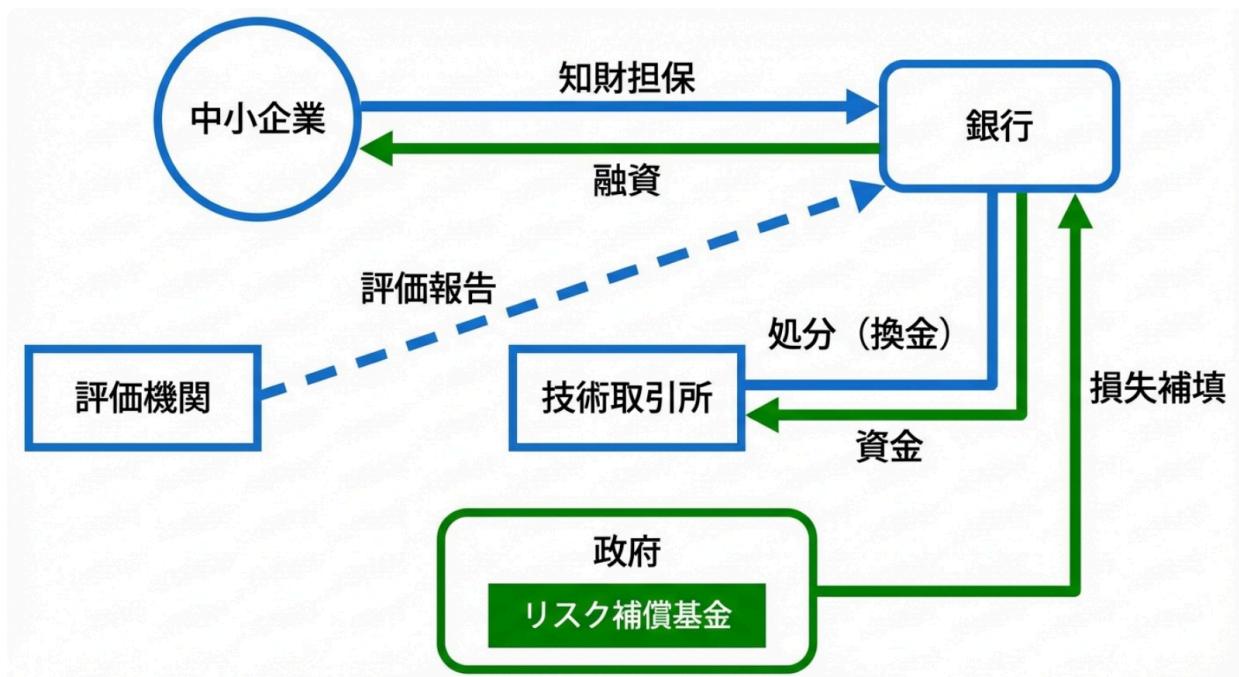
##### 5.1.2 政策的意図と課題

このシステムの目的は、重複投資の無駄を排除し、国家資源を戦略分野(AI、半導体、バイオなど)に集中投下することにある。政府は許認可情報や産業データと特許データを紐付け、極めて精緻な産業マップを作成している<sup>1</sup>。一方で、このトップダウン方式には弊害もある。政府の指針に合わせるために、企業が本来の事業戦略とは無関係な分野への出願を行ったり、補助金目当ての形式的な分析報告書が乱造されたりするリスクである<sup>22</sup>。また、イノベーションの自律性が損なわれ、画一的な技術開発に陥る可能性も指摘されている。

## 5.2 知財金融(IP Finance): 権利の資産化とリスク補償メカニズム

「知財金融」は、知財を法的権利としてだけでなく、資金調達のための「金融資産」として活用するエコシステムである。中国では、政府がリスクを肩代わりすることで、銀行による知財担保融資を強力に推進している。

### 中国の知財金融エコシステム：リスク共有メカニズム



企業は知財を担保に銀行から融資を受ける。政府（リスク補償基金）は銀行に対し、デフォルト時の損失補填を提供する。評価機関は知財価値を算定し、技術取引所は担保知財の処分（換金）の場を提供する。

#### 5.2.1 融資規模と成長

2022年の中国における特許・商標担保融資額は4,869億元(約10兆円)に達し、前年比で大幅な増加を記録した<sup>9</sup>。これは、物的資産を持たないスタートアップや中小企業(SME)にとって、死活的に重要な資金調達ルートとなっている。

#### 5.2.2 リスク補償基金 (Risk Compensation Fund)

通常、銀行は評価が難しく換金性の低い知財を担保に取ることを嫌う。このボトルネックを解消するために導入されたのが、地方政府による「リスク補償基金」である<sup>24</sup>。この仕組みでは、企業がデフォルト(債務不履行)に陥った場合、損失の一定割合(例:50%~70%)を政府の基金が銀行に補填する。これにより、銀行はリスクを抑えて融資を行うことができ、企業は低利での資金調達が可能とな

る。さらに、政府は評価費用の補助や利子補給も行い、エコシステム全体を財政面から支えている。

### 5.2.3 証券化(Securitization)と課題

さらに高度な手法として、特許から生じる将来のライセンス収入などを裏付け資産とした証券化商品(ABS)の発行が、深センや上海の証券取引所で進められている<sup>27</sup>。しかし、課題も残る。知財価値評価(Valuation)の客觀性を担保する統一的な基準が未成熟である点や、担保流れとなつた知財を換金するためのセカンダリーマーケット(技術取引所)の流動性が依然として低い点である<sup>25</sup>。また、政府の支援ありきの市場であるため、「バブル化」のリスクや、不良債権化(Bad Debt)した際の公的負担の増大も懸念されている<sup>27</sup>。

---

## 6. 実務的権利行使: 行政と司法のデュアルトラック

中国における権利行使は、行政ルートと司法ルートが並存し、相互に補完し合う「デュアルトラック(二重軌道)」システムが特徴である。権利者は侵害の性質、緊急度、目的(差止めか賠償か)に応じて、最適な手段を戦略的に選択する必要がある。

### 6.1 行政摘発(Administrative Raid): 即効性とコストパフォーマンス

行政摘発は、市場監督管理局(AMR)などの行政機関が職権で侵害調査を行い、処分を下す制度である<sup>1</sup>。

- **プロセス:** 権利者からの申立てに基づき、行政官が工場や倉庫に立ち入り調査(Raid)を行う。侵害が確認されれば、その場で侵害品の押収、廃棄、製造設備の封印、および過料(罰金)の賦課が行われる。
- **メリット:** 申立てから処分まで1~3ヶ月程度と極めて迅速である。また、費用も比較的安価で済むため、大量の模倣品在庫が存在する場合や、展示会での侵害品撤去など、緊急を要するケースで威力を発揮する<sup>31</sup>。
- **限界:** 行政機関には損害賠償を命じる権限がないため、金銭的な回収はできない。また、特許侵害のような高度な技術的判断を要する事案では、地方の行政官の能力不足により、事実上の門前払いや判断回避が行われるリスクがある<sup>1</sup>。

### 6.2 専利行政法執行と「重大な特許侵害紛争」の行政裁決

特許(專利)に関しては、CNIPA(国家知識産権局)がより強力な権限行使する「専利行政裁決」制度が強化されている。特に2021年の新専利法施行により導入された「重大な特許侵害紛争(Major Patent Infringement Disputes)」の行政裁決制度は画期的である<sup>32</sup>。これは、全国的に重大な影響を与える事件について、CNIPAが直接審理を行い、全国的な差止め命令を発出できる仕組みである。これにより、地方保護主義(地元の有力企業を行政が庇う傾向)を排除し、統一的かつ強力な法執行が可能となった。初の適用事例として、ベーリンガーインゲルハイム社が中国の後発医薬品メーカーを訴えた案件で、CNIPAは全国的な販売停止を命じている<sup>34</sup>。

## 6.3 民事訴訟(Civil Litigation): 高額賠償と抑止力の追求

損害賠償や、将来にわたる確実な法的安定性を求める場合は、人民法院への提訴(民事訴訟)が選択される。

- 証拠収集の壁: 中国の民事訴訟では、行政摘発のような公権力による強制調査は原則として行われない。原告(権利者)自身が高い証明力を持つ証拠を提出しなければならない。そのため、公証人が侵害品の購入プロセスに立ち会い、その事実を証明する「公証購入(Notarized Purchase)」が実務上の必須要件となっている<sup>1</sup>。
- タイムスタンプの活用: 近年では、ブロックチェーンやTSA(タイムスタンプセンター)を利用したデジタル証拠保全も認められている。これは公証に比べて安価(数十元~)かつ迅速であるが、物理的な製品を伴わないウェブ上の侵害など、補完的な証拠として利用されることが多い<sup>1</sup>。
- 管轄戦略: 中国では「原告就被告(原告は被告の所在地で訴える)」が原則だが、侵害地(販売地)での提訴も可能である。戦略的に、知財裁判の経験が豊富で公平な判断が期待できる北京、上海、深圳などの知財法院(または法廷)の管轄を得るために、侵害品の購入地をこれらの都市に設定したり、大手ECプラットフォーム(本社が杭州や北京にある)を共同被告に加えたりする手法が取られる<sup>1</sup>。

---

## 7. 結論と日本企業への戦略的提言: 投資としての知財ガバナンス

中国の知財環境は、かつての「無法地帯」から、国家が強力に管理・誘導する「超法規的とも言える知財管理社会」へと変貌を遂げた。この変化は、日本企業に対して、従来の「防衛一辺倒」の姿勢からの脱却を迫っている。

### 7.1 「経費」から「投資」へのマインドセット転換

日本企業は長らく、中国知財を模倣品対策という「コスト(経費)」として捉えてきた。しかし、現在の中国において知財は、自社の技術的優位性を守るための「資産」であり、場合によってはライセンス収入や融資の担保となる「投資対象」である<sup>1</sup>。経営層は、知財予算を「保険料」としてではなく「事業投資」として再定義し、IPランドスケープや專利導航を活用して、R&D段階から中国市場での権利網構築を戦略的に行う必要がある。

### 7.2 地域格差とデュアルトラックの使い分け

中国は広大であり、知財環境も一枚岩ではない。北京・上海・深圳のような1級都市では世界最先端の保護が機能している一方で、内陸部や地方都市では依然として旧態依然としたリスクが残存している<sup>1</sup>。日本企業は、地域ごとの司法・行政の成熟度を見極め、即効性のある行政摘発と、根本的な解決を図る民事訴訟を組み合わせた柔軟なポートフォリオ・アプローチを採用すべきである。

### 7.3 「チャイナ・リスク」の質的変化への備え

「自主創新」政策の下、中国企業は今後、さらに強力な特許ポートフォリオを構築し、逆に日本企業に対して権利行使(攻撃)を仕掛けてくる可能性が高い。「売られた喧嘩は買う」というのが中国のビジネス文化であり<sup>1</sup>、日本企業も訴訟を恐れず、対抗できるだけの権利と証拠保全能力(デジタルフォレンジックや公証の常備)を備えておく必要がある。また、技術流出のリスクも、製品のコピーから組織的な人材引き抜きへと高度化している。吉利対威馬事件が示すように、営業秘密の管理不備は致命傷となり得る。ブラックボックス化すべき技術と特許化すべき技術を峻別し、中国拠点における情報管理体制を抜本的に強化することが求められる。

中国の「知財強国」化は、日本企業にとって巨大な脅威であると同時に、正当な技術力を持つ企業にとっては、かつてないほど公平で透明性の高い競争環境が整いつつあるという好機でもある。この両義性を深く理解し、したたかに「武器」を使いこなすことこそが、今後の中国ビジネスにおける成功の鍵となるだろう。

## 引用文献

1. China\_IP\_Copy\_to\_Power (1).pdf
2. Essentials of the “Guidelines for Building a Powerful Country with ... , 2月 2, 2026にアクセス、<http://www.lungtin.com/Content/2021/09-30/1106495335.html>
3. China's Supreme People's Court Releases "Status of Judicial ... , 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.chinaiplawupdate.com/2025/04/chinas-supreme-peoples-court-releases-status-of-judicial-protection-of-intellectual-property-rights-in-chinese-courts-2024-criminal-ip-enforcement-up-24-in-2024/>
4. Foreign Firms and Indigenous Technology Development in the ... , 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://direct.mit.edu/adev/article/30/2/49/9866/Foreign-Firms-and-Indigenous-Technology>
5. China's patent explosion - IPKEY, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://ipkey.eu/sites/default/files/legacy-ipkey-docs/ppt-final---liu-yun.pdf>
6. China's ambition to become an intellectual property nation in 15 years, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://rouse.com/insights/news/2021/from-big-to-powerful-china-s-ambition-to-become-an-intellectual-property-nation-in-15-years>
7. China's Patent System Focused on Quality, not Quantity, of Patent, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://natlawreview.com/article/new-procedures-indicate-china-s-patent-system-now-focused-quality-not-quantity>
8. Beijing IP Court Releases 2024 Annual Cases - China IP Law Update, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.chinaiplawupdate.com/2025/06/beijing-ip-court-releases-2024-annual-cases/>
9. China's IP-Backed Financing Landscape (WIPO Report) - Markables, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.markables.net/chinas-ip-backed-financing-landscape-wipo-report>
10. EV chassis trade secret litigation sets a new damage record in ... , 2月 2, 2026にアクセス、

クセス、

<https://www.lushenglawyers.com.cn/awards-press/ev-chassis-trade-secret-litigation-sets-a-new-damage-record-in-china-ip-cases/>

11. Landmark damages awarded in Chinese Supreme People's Court ..., 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://dcc.com/news-and-insights/landmark-damages-awarded-in-chinese-supreme-peoples-court-for-ip-infringement-case/>
12. The final judgment of case Geely suing WM Motor's infringement of ..., 2月 2, 2026にアクセス、<http://www.gechengip.com/kr/news/detail/?cid=1982>
13. China's top court sets 640 million Yuan record compensation in WM ..., 2月 2, 2026にアクセス、<http://www.chinaiptoday.com/post.html?id=2120>
14. China Awards 640 Million RMB in Energy Vehicle Trade Secret Case, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://natlawreview.com/article/640-million-rmb-awarded-china-trade-secret-case>
15. EV chassis trade secret litigation sets a new damage record in China ..., 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://rouse.com/insights/news/2024/ev-chassis-trade-secret-litigation-sets-a-new-damage-record-in-china-ip-cases>
16. Supreme People's Court of China grants record-breaking damages ..., 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.hsfkramer.com/notes/ip/2024-08/Supreme-People-s-Court-of-China-grants-record-breaking-damages-in-trade-secrets-case->
17. Determining Damages in Trade Secret Cases - sinotalks.com, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://sinotalks.com/sinoinsights/trade-secret-damages-china-united-states/>
18. China's Supreme People's Court Designates Record-Setting Trade ..., 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.chinaiplawupdate.com/2025/05/chinas-supreme-peoples-court-designates-record-setting-trade-secret-case-as-a-typical-case/>
19. **IV IP Utilization Promotion to Maximize the Value of IP**, 2月 2, 2026にアクセス、  
[https://english.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i\\_ID=176473&colID=2936](https://english.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=176473&colID=2936)
20. GB/T 39551.1-2020 English PDF, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.chinesestandard.net/PDF/English.aspx/GBT39551.1-2020>
21. Several Provisions on Promoting the Utilization of Intellectual ..., 2月 2, 2026にアクセス、<https://www.pudong.gov.cn/019014009004/20250528/807784.html>
22. Inventor-entrepreneurial behavior: examining patents, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.emerald.com/md/article/doi/10.1108/MD-01-2025-0256/1325101/Inventor-entrepreneurial-behavior-examining>
23. Country Perspectives: China's Journey - WIPO, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-rn2023-46-en-country-perspectives-china-s-journey.pdf>
24. The power of the visible hand's micro-intervention in agricultural credit, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.frontiersin.org/journals/sustainable-food-systems/articles/10.3389/fs>

[ufs.2025.1592138/full](https://www.cov.com/-/media/files/corporate/publications/2022/10/venue-analysis-following-1st-chinese-patent-office-rulings.pdf)

25. Research on the Improvement of Pledge Financing of Data ..., 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://francis-press.com/uploads/papers/c7o9W9XxUBeqzqgdufY1ATmr00zcTIUBDGDMNxo.pdf>
26. Guangzhou International, 2月 2, 2026にアクセス、  
[https://www.gz.gov.cn/guangzhouinternational/businessenvironmentoptimization/policies/GettingCredit/content/post\\_6496913.html](https://www.gz.gov.cn/guangzhouinternational/businessenvironmentoptimization/policies/GettingCredit/content/post_6496913.html)
27. Information Disclosure in China's Rising Securitization Market - MDPI, 2月 2, 2026にアクセス、<https://www.mdpi.com/2227-7072/9/4/66>
28. China's IP finance push reaches new heights but hits patent ..., 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://ipfray.com/chinas-ip-finance-push-reaches-new-heights-but-hits-patent-transaction-data-stumbling-block/>
29. Study on the Value Evaluation of Intellectual Property Pledge ..., 2月 2, 2026にアクセス、<http://cscanada.net/index.php/mse/article/view/12138>
30. Civil or Administrative Action for Patent Infringement in China, 2月 2, 2026にアクセス、  
[https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/news-events/news/civil-or-administrative-action-patent-infringement-china-which-should-you-choose-2024-10-14\\_en](https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/news-events/news/civil-or-administrative-action-patent-infringement-china-which-should-you-choose-2024-10-14_en)
31. Navigating Patent Administrative Enforcement in China – Part 1, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://rouse.com/insights/news/2025/navigating-patent-administrative-enforcement-in-china-part-1>
32. Invest in China /Intellectual Property Protections, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://fdi.mofcom.gov.cn/EN/come-newzonghe.html?parentId=129&name=Intellectual%20Property%20Protections&comeID=4>
33. Patent Related\_中国贸促会专利商标事务所, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.ccpit-patent.com.cn/news/Intellectual/Patent/2021/1220/5208.html>
34. Patent Litigation 2023, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.hankunlaw.com/upload/portal/20230306/644fa340348c56f8a2d2ee00b3e892e3.pdf>
35. Venue Analysis Following 1st Chinese Patent Office Rulings, 2月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.cov.com/-/media/files/corporate/publications/2022/10/venue-analysis-following-1st-chinese-patent-office-rulings.pdf>